



平成28年5月31日
自動車局

「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります

～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等（別紙1）と連携し、街頭検査を集中的に実施するなど、騒音の原因となっている違法マフラー等悪質な不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

騒音等の環境悪化・道路交通の秩序を乱す要因となる違法マフラーの使用や、保安基準に不適合状態となる部品の取付けや取外し等の不正改造を行う自動車ユーザー・事業者がいます。このような不正改造の排除に向け、強化月間中は次の取組みを強化します。

1. 街頭検査の集中実施

二輪車を対象とした街頭検査など、強化月間中に街頭検査を全国で159回実施し、違法マフラー等悪質な不正改造車には整備命令を発令し、これに従わないときには車両の使用停止等を含む厳正な処分を行います。

また、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査により、不正改造の抑止・早期発見と指導を行います。

2. 不正改造車の排除のための啓発等

不正改造防止の啓発を目的としたポスター（別紙2）及びチラシ（別紙3）のサービスエリアや整備工場等での掲示・配布、運輸支局による自動車整備士養成施設等への出前講座の実施や全国の乗合バス事業者（別紙4）の協力によるバス車両への広報横断幕の掲示等を行い、積極的な不正改造車の排除を呼びかけます。

特に、違法マフラーについては、使用の違法性の啓発を目的としたポスター（別紙5【表】）の掲示、チラシ（別紙5【裏】）を配布するなど、業界団体と連携を図りながらユーザーに対する啓発を行います。

3. 全国64カ所に「不正改造車・黒煙110番」の設置

引き続き各運輸支局等に相談窓口として「不正改造車・黒煙110番」（別紙6）を設置し、寄せられた情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して、警告ハガキを送付し、不正改造の改修及びその結果の報告を求めます。

【問い合わせ先】（運動全般に関すること）自動車局 整備課 平川・鈴木
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42426）・03-5253-8600（直通）
（違法マフラー・黒煙110番に関すること）環境政策課 中里・後藤
TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42532）・03-5253-8604（直通）
FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局にお問い合わせください。